

平成 29 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉 川 到
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

**子会社における東日本大震災の復興住宅に関する
建築確認申請手数料免除延長のお知らせ**

当社子会社である日本 E R I 株式会社は、東日本大震災による被災地復興の支援をさせて頂くために、建築確認申請手数料免除を実施してまいりましたが、手数料免除の実施期間を延長することといたしましたので、お知らせいたします。

記

＜対象となる建築物＞

下記の 1 及び 2 を満たすもの

1. 新築にかかる確認申請（構造計算適合性判定を必要としないもの）をする一戸建ての住宅で、次のいずれかに該当するもの。
 - 1) 木造の建築物で、階数が 2 以下、かつ延べ床面積が 500 m²以下、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9 m 以下の建築物
 - 2) 木造以外の建築物で、階数が 2 以下、かつ延べ床面積が 200 m²以下の建築物
 - 3) 型式認定を取得した建築物
 - 4) 建築基準法施行規則第 1 条の 3 の認定を取得し図書の省略をする建築物
2. 住宅性能評価又は長期優良住宅に係る技術的審査の併願申請をして頂けるもの

＜支援の概要＞

1. 対象者 東日本大震災により住宅が滅失又は損壊し、一戸建ての住宅の新築をする個人建築主
2. 免除となる申請手数料 建築確認申請手数料を全額
(中間検査及び完了検査手数料は対象外)
3. 通常の申請書類の他に必要な書類 東日本大震災により、市町村及び消防署が発行する「罹災証明書」、「被災証明書」又は「その他免除の事由に該当することを証明する書面」の写し
なお、被災証明書は、住宅の被害或は原子力発電所事故により移転を余儀なくされた旨の明記がされているものに限ります
4. 申請受付相談窓口 日本 E R I の本支店窓口
(http://www.j-eri.co.jp/corporate/corp_jimusyo)
5. 実施期間 平成 30 年 3 月 31 日までに申請されるもの

以 上